

「チョイソコかもがわ」運賃の支払方法の追加について

＜趣旨＞

本事業における運賃の支払方法は、現在、現金のみとしているが、利用者から現金の準備が手間との意見があったことから、運賃の支払方法として、回数券を追加するもの。

＜回数券の概要＞

○販売開始時期

- ・令和4年1月4日から

○価格

- ・3,000円（1枚300円の券×10枚で1組）

○使用期限

- ・本事業終了まで
- ※事業が終了することとなった際には、改めて払戻方法等について周知することとする。

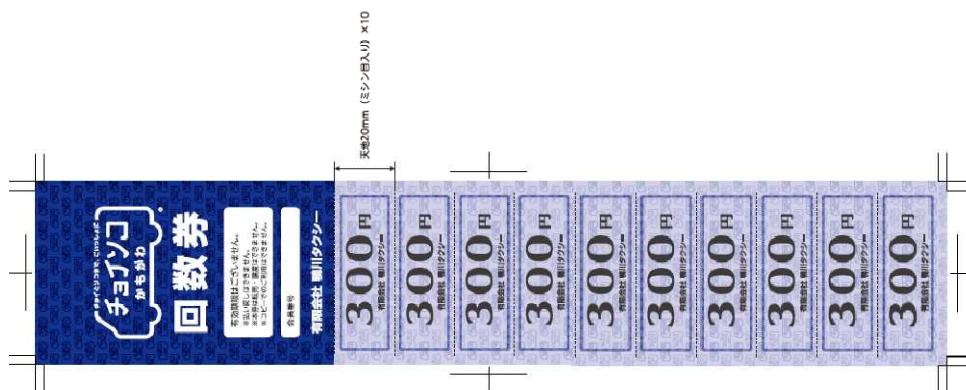
○販売方法について

- ・チョイソコかもがわ車内にて販売（乗務員が対応）

○周知方法について

- ・チョイソコ通信 12月号にて全会員に案内
- ・チョイソコかもがわ車内広告にて案内

（参考）回数券デザインについて



地域公共交通会議において協議が調っていることを証する書類（案）

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる協議が調っていることの証明書

令和3年12月14日付け鴨川市地域公共交通会議において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 協議が調っている路線又は営業区域

長狭地域（主基地区、吉尾地区、大山地区）及び鴨川地域（田原地区、西条地区、鴨川地区、東条地区）

2 協議が調っている運行系統又は運送の区間

区域運行（利用者の登録乗降場所及び共通乗降場所のそれぞれの間を送迎）

※1. 鴨川地域の共通乗降場所間の移動は不可とする

※2. 共通乗降場所一覧については別紙参照のこと

3 協議が調っている運賃（料金）の種類、額及び適用方法

○適用方法

		降車	
		長狭地域	鴨川地域
乗車	長狭地域	300 円	600 円
	鴨川地域	600 円	—

○回数旅客運賃 3,000 円（300 円券×10 枚、割引なし）

4 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には、その条件

（1）運行日 毎週月曜日～金曜日 ※土日祝日、年末年始（12/29～1/3）除く

（2）運行時間 午前8時から午後4時まで

（3）運行車両 2台 ※運行は1台とし、もう1台は、不測の事態に備え代替え車両とする。

（4）利用方法

- ・利用対象者は、長狭地域在住の事前に利用登録をした者とし、利用は、事前予約によるものとする。
- ・利用者については、1人で乗降できる者とする。ただし、介助者がいる場合には、この限りではない。

令和3年 月 日

鴨川市地域公共交通会議

会長 平川 潔